

東京大学紅茶同好会 KUREHA 入退会に関する細則

第一章 総則

第一条 この細則は、東京大学紅茶同好会 KUREHA 規約（以下「規約」という）第三十七条に基づき、東京大学紅茶同好会 KUREHA（以下「当会」という）会員の入会、退会の手続及び要件を定めることを目的とする。

第二条 この細則は、規約第三十八条により、改正される。

第二章 入会

第三条 規約第六条に定める会員資格に該当する者は、当会に入会を申請することができる。

第四条 役員会は、入会を申請した者について、その入会の是非を審議し、異議が認められない場合、遅滞なく会員名簿にその氏名及び所属を記載しなければならない。

第三章 退会

第五条 退会を希望する会員は、その旨を会長又は副会長に伝えることで当会を退会できる。

2 退会した会員は、直ちに当会がその運営を目的に利用する SNS 等の連絡手段を断たなくてはならない。

第六条 会員に退会の希望を伝えられた会長又は副会長は、退会を希望する会員の氏名及び所属を会員名簿から削除する。